平成２３年（フ）第２１９号
山口県下関市王喜本町２丁目７番13号
債務者　尾添　敏雄
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
山口県下関市南大坪町１番３―42号　中魚アパート
債務者　後藤　正晴
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
山口県下関市上田中町７丁目11番23号
債務者　ニシジマ電機こと　西嶋　勇夫
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
福岡県飯塚市伊川553番地６
債務者　古賀　明秀
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１７７号
福岡県飯塚市伊川553番地６
債務者　古賀　安代
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第７２９号
熊本市幸田２丁目７番48号
債務者　吉光　映子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３４１号
大分市長浜町１丁目９番８号　トーカンマンション大分県庁東1001
債務者　西林　朱美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４０４号
大分市萩原２丁目５番33号　ガーデンハイツ101
債務者　原　　純子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７１号
宮崎市阿波岐原町鳥居原2151番地９　ハートピア弐番館203号
債務者　大野　邦康
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７７号
宮崎市大塚町原1668番地　坂本第１マンション105号
債務者　谷口　孝輔
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１１号
秋田市新屋栗田町31番11―202号
債務者　打矢美香子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１７号
秋田県潟上市天王字北野223番地123
債務者　大塚　　満
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１９号
秋田市新屋沖田町７番27号
債務者　須藤万里子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２０号
秋田市東通１丁目26番６号　ロマンシャンゼリゼ110号、住民票上の住所秋田市東通１丁目26番６号　タウンハウスはしもと110号
債務者　高橋　真二
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３２号
秋田県男鹿市船越字サッピ11番地14
債務者　相馬　清子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３３号
秋田市広面字谷地田２番地６
債務者　三品　善幸
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３６号
秋田市山王中島町14番18号　ピアネス山王118号
債務者　浜田　富男
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部